

千葉県外国人介護職員定着促進事業補助金実施要領

1 趣旨

この要領は、千葉県外国人介護職員定着促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、要綱の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象（要綱第2条関係）

（1）外国人介護職員

補助事業における外国人介護職員とは、補助申請翌年度以降も受入施設等で就労継続予定の者とする。ただし、通算在留期間の満了に伴う年度内退職（予定）者については、対象とする。

（2）日本語学習

補助対象となる日本語学習は、外国人介護職員に対する、以下の取組とする。

ア 日本語講師の受入施設等への派遣

イ 日本語学校への通学、オンライン講習等の受講

ウ 日本語学習教材の購入

エ その他日本語学習を行う上で必要と認めるもの

（3）介護福祉士の資格取得に必要な取組

補助対象となる介護福祉士の資格取得に必要な取組は、介護福祉士の資格取得を目指し、資格取得後も受入施設等で継続して介護業務に従事する意思のある外国人介護職員に対する、以下の取組とする。

ア 介護の専門知識等の学習や介護福祉士資格取得のために必要な教材の購入、外部講習等の受講

イ 介護福祉士国家試験受験手数料の支援

ウ その他介護福祉士資格取得のための学習に必要なと認めるもの

3 対象経費（要綱第3条別表関係）

要綱第3条別表の第1欄対象経費の例は以下のとおりである。

（1）報償費

外部講師への報酬、謝金

（2）需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）

文具、教育教材

（3）役務費（通信運搬費、手数料、保険料）

郵送料、講習に伴う保険料

（4）使用料及び賃借料

会場使用料、翻訳機リース料

(5) 講座等受講料

日本語学習講座・国家試験対策講座等の受講料

(6) 備品購入費

パソコン機器、タブレット、翻訳機

(7) 補助金

外国人介護職員が負担した(1)から(6)の対象経費を受入施設等が外国人介護職員に対して支払った場合の経費

4 基準額の算定(要綱第5条関係)

基準額の算定において、1会計年度における補助対象期間(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、要綱別表に定める基準額に当該対象月数を乗じ12月で除した額(1円未満切り捨て)を当該年度の基準額とする。

5 交付決定(要綱第6条関係)

県の予算額を超える交付申請があった場合には、公平性や補助効果を勘案して、予算額の範囲内で補助額を調整することがある。

6 県が行う調査等への協力

補助金の交付を受けた受入施設等は、外国人介護職員の受入れ等に関する県の調査・アンケート等に協力すること。

附 則

この要領は、令和元年11月13日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度予算に係る補助金から適用する。